

〈自由論文〉

アジア太平洋戦争期における上海日本人居留民社会（下）

—日本人居留民と華人社会—

A Study on the Transforming Aspect of Shanghai Japanese Community in 1937-1945 (Japan-China War)

山村 睦 夫

Mutsuo Yamamura

【目 次】

はじめに（課題と限定）

1. 日中戦争の開戦と上海日本人居留民社会
 2. 日中戦争と居留民社会の変容
 3. 対華新政策下の上海経済再編成—商統会体制の形成と展開—（以上前号）
 4. 戦局の悪化と上海居留民社会—『大陸新報』記事を中心に—（以下本号）
- むすび（汪政権の崩壊と居留民社会の解体）

【キーワード】

上海経済再編成, 対華新政策, 町内会・隣保班, 労務統制, 華人社会

4. 戦局の悪化と上海居留民社会 —『大陸新報』記事を中心に—

4.1. 戦局の悪化と上海再編成政策の行き詰まり

アジア太平洋戦争開戦当初における日本軍の攻勢も、1942年6月のミッドウェー海戦での大打撃に引き続く1943年2月よりのガダルカナル島撤退（71万1,000人撤退、戦死・餓死者2万5,000人）、同5月のアッツ島守備隊全滅などを契機に、急速に守勢に傾いていった。さらに1944年に入ると、マリアナ沖海戦、サイパン陥落をみ（6～7月）、フィリピン・レイテ沖海戦では、日本海軍は壊滅的打撃を受けるに至っている。戦線の行き詰まりは、中国戦線においても同様であり、蒋国民党政権および中国共産党軍による抗日持久

戦戦略が根強く展開されるなかで戦線が拡大し、日本は戦争の見透しを失っていった。

こうした情勢を前にして、1943年1月4日、日本政府は「大東亜戦争完遂ノ為ノ対支処理根本方針」（1942年12月21日御前会議決定）を決定し、それに続く諸方策を提起していった。その主要な方向は「国民政府参戦ヲ以テ日支間局面打開ノ一大転機トシ、日支提携ノ根本精神ニ則リ専ラ国民政府（汪兆銘政府—引用者）ノ政治力ヲ強化」し、対蒋政権や対米英との戦争を遂行して行こうとするものであった。

具体的方針としては⁴⁴⁾、まず第一に、日本政府と汪政権との間での「戦争遂行に関する日華共同宣言」の締結が挙げられる。またそれに合わせて、租界還付および治外法権撤廃等の協定がなされていった。関税自主権の容認や治外法権撤廃な

どに関しては、1943年7月31日「中華民國ニ於ケル日本国臣民ニ対スル課税ニ関スル日本国中華民國間条約」,「中華民國ニ於ケル日本国臣民ニ対スル課税ニ関スル日本国中華民國間条約ニ関スル日華両国全権委員問諒解事項」他、各種の秘密交換公文や議事録、備忘録などによって既存権益の維持を図っており、上海特別市の行政についても、日本人職員の採用を義務づけるだけでなく「在住者ヲ居住、営業及福祉等ニ関シ尠クモ従前ノ程度ヲ維持セシムルコト」と強い制約を付している(1943年2月12日重光大使發「租界還付及法權撤廢事務開始方ニ関スル件」注44)外務省記録)。

外見的には帝国主義的権益の返還を装うこれらの施策は、日本軍により汪国民政府地域だけでなく蔣政権支配下地域や中共軍影響下の地域においても積極的に宣伝され、民心獲得に利用されていたが、他面抗日勢力側からは、日本の侵略政策の行き詰まりと動揺の現れとして民衆収斂工作に攻勢的に活用されてもいた。以上からもわかるように、ここでの諸施策は、戦局の行き詰まり局面のなかで日本にとっては受動的な形で案出されたものであったといえよう。それは、在留日本人の一部に「或ハ永年辛苦ノ結果モ放棄スルノ已ムナキニ至ルニ非サルヤ等ノ危惧ノ念ヲ抱キタルモノモ存シタル」という如き動揺を生んだりしていた⁴⁵⁾。

こうした対華新政策における経済方策の中軸を担ったのが、物資移動制限と商統会体制であったことはさきに詳述したところである。そして、新政策の導入にも拘わらず、戦局の膠着と戦局の悪化を打開し得ず、上海の日本人居留民社会においては、激しい物価騰貴や生活必需物資不足などを招き、邦人社会の不安定は次第に明確となってきた。

4.2. 戦時下上海日本人居留民の生活状況

4.2.1 物価動向

日中戦争期上海占領における日本軍の物資掌握の不首尾は、居留民生活においては、まず何よりも食糧品を中心とする生活必需品の不足と激しい物価騰貴として現れていた。はじめに、戦局の行

き詰まりが顕現する1943年半ばからデータの得られる1945年初頭に至る時期における上海物価の動向を表8、表9によってみておこう。

日中戦争開戦以降、日本軍の現地自給方針や工場・企業の破壊による生産力の低落などのため上海の諸物価が急速に上昇していたことはさきにみたが(表6、前号21頁)、40年代に入ると諸物価の騰勢は激しく、上海小売物価動向を示す表8を参照すると、1944年4月から翌45年4月の上海小売物価指数は平均でも1944年比262.4と、短期間に約2.7倍の上昇をみせている。主要食糧品たる米穀などについては、日本政府は中国人とは別に日本人向の低廉価格品の配給を用意していたが⁴⁶⁾、それら日本人向配給価格においても上昇度はほぼ同様であった(白米:223.3・小麦粉:121.3・砂糖:407.1・食油:360.8等)。

また、1943年末の事態では(表9)、江蘇白米卸100kg:統制値525元、闇値1,820元、小麦粉卸1袋:統制値223元、闇値440元、食油卸50kg:統制値2,000元、闇値3,600元、あるいは江蘇白米小売100kg:統制値56元、闇値280元(5倍)、食油小売1瓶:統制値19.8元、闇値42元(2.1倍)等、当局の定める統制価格に対して、卸売でも小売においても数倍に及ぶ高額な闇値市場が形成されており、生活必需品でも購買可能な価額での入手が困難になりつつあったのがわかる(こうした生活必需物資の入手に支障をきたし始めた状況に対応すべく制定されたのが、1944年1月19日大東亜省公布の「在華邦人生活必需物資臨時配給統制規則」であり、この法令は領事官が生活必需物資を取り扱う事業者に対し強い権限を行使する法的根拠をなした。この時期、統計資料の公表が禁止されているので、数値的把握はできないが、物価騰貴の激しさは容易に知り得よう。

食米を始めとした上海の物価は、一時的に抑制される時もみられるとはいえ、絶えざる騰勢のなかにあったのであり、汪政府の当局者も「物価対策緊急措置」を実施するとともに囤積(物資隠匿)に走る奸商に対する処罰の厳格化などによって対処していたが、上海物価の騰勢を抑制することは困難であった(『大陸新報』1945年2月12

表8 上海小売物価の騰勢（1944年4月～45年4月）

品名	単位	価格（元）			指数：1944.4 = 100	
		1944.4	1944.12	1945.4	1944.12	1945.4
白米	1kg	45.00	337.50	1,225.00	750	2,722
（邦人向配給価格）	1kg	7.50	62.50	167.50	833	2,233
小麦粉	1斤	28.00	175.28	990.00	1,213	* 3,535
（邦人向配給価格）	1斤	10.88	60.00	132.00	220	1,213
豚肉	500匁	400.00	2,250.00	6,000.00	563	* 1,500
鶏卵	1個	6.00	32.00	90.00	533	1,500
白菜	500g	27.00	66.67	932.33	247	* 3,453
馬鈴薯	500g	19.00	46.67	600.00	246	3,158
豆腐	1個	6.00	11.00	80.00	183	1,333
砂糖（白）	1斤	12.00	992.00	1,980.00	8,267	* 16,500
（邦人向配給価格）	1斤	7.86	74.29	320.00	945	4,071
味噌（赤）	100匁	8.50	40.00	200.00	471	2,353
食油	2合	-	194.82	649.00	-	-
（邦人向配給価格）	2合	18.00	100.00	-	556	* 3,608
日本酒（1級1合）	1本	200.00	456.00	-	228	* 1,100
（邦人向配給価格）	1本	88.00	248.00	2,200.00	282	2,500
麦酒（4合入）	1本	120.00	95.00	700.00	79	583
（邦人向配給価格）	1本	17.00	58.00	290.00	341	1,706
煙草（大英）	1箱（10本）	19.00	100.00	200.00	526	1,053
（総領事館等認可価格）	1箱（10本）	5.00	18.00	-	360	* 4,000
ワイシャツ	1枚	350.00	1,800.00	5,500.00	514	1,571
革靴（男物）	1足	2,800.00	13,000.00	26,250.00	464	938
理髪代（大人）	1回	23.00	150.00	650.00	652	2,862
燐寸（小箱18個入）	1包	200.00	200.00	300.00	100	* 150
（邦人向配給価格）	1包	10.00	100.00	200.00	-	* 2,000
平均指数						2,624

出典：在上海大日本帝国大使館事務所理財課「上海小売物価調査表」「各国ニ於ケル物価関係雑纂・上海物価資料」（外務省旧茗荷谷研修所旧蔵資料 E24）。

注1：品目欄の（ ）内は、邦人家庭向配給価格ないし大使館または総領事館の認可価格。

2：指数欄の*印は、原表の「上海小売物価調査表」に表記された指数の計算誤りを訂正した数値。また、*印は、原表に指数のみが表示されているもの。

表9 上海主要商品統制値・闇値比較（1943.9.30 現在）

品名	卸値（元）				小売値（元）			
	単位	統制値(a)	闇値(b)	b/a(%)	単位	統制値(a)	闇値(b)	b/a(%)
江蘇白米	100kg	525.00	1,820.00	346.7	10kg	56.00	280.00	500.0
小麦粉	1袋	223.00	440.00	197.3	100匁	5.80	-	-
大豆	50kg	592.25	750.00	126.6	0.5kg	8.20	2.00	24.4
白砂糖	60kg	550.00	6,600.00	1,200.0	0.6kg	5.50	67.20	1,221.8
食油（大豆油）	50kg	2,000.00	3,600.00	180.0	ビール瓶1本	19.80	42.00	212.1
煙草（大英）	5万本	20,833.00	40,600.00	194.9	10本	5.00	8.00	160.0
燐寸		5,240.00	16,000.00	305.3	1個	0.40	2.50	625.0
綿糸	1梱	10,000.00	20,000.00	200.0				
綿布	1反	375.00	700.00	186.7	1碼	-	30.00	
タオル	1打	56.00	-	-	1本	5.00	13.50	270.0
石炭（山東切込炭）	1吨	497.00	1,500.00	301.8				

出典：在上海大日本帝国大使館特命全權公使・田尻愛義 1943年11月6日発「上海市場重要商品統制値トノ比較調送付ノ件」『各国ニ於ケル物価関係雑纂・上海物価資料』（外務省旧茗荷谷研修所旧蔵資料 E24）。

日「国府 物価対策緊急措置を公布」)。かかる状況は、日本側当局においては「上海米価ノ昂騰ハ、戦局ノ見透端境期当面金条昂騰ノ諸事情ニ依リ狂人的ニシテ…此ノ趨勢ハ尚継続スル見込」と認識され、さらには「殊ニ華人側ニ著シク食料不安ヲ感セシメ重大ナル政治問題化シツツアル」(傍点は引用者—以下同)というような危惧をも抱かせるまでに深刻化しつつあったのである⁴⁷⁾。

4.2.2 物資不足と配給統制の意義

では、物価騰貴の基礎にある上海における物資不足の状況を在留日本人社会を中心にみてみよう。

上海や華中における食米の不足が、日本軍の現地自活方針に基づく軍需物資の現地収奪の拡大に起因するものであったことはすでにふれてきたところであるが、米穀等物資の不足は、『大陸新報』が「上海の物価昂騰は一部奸商の策動に依り正に天井知らずの有様を現出し、上海五百万市民の生活を甚だしく脅威すると共に中支経済に重大なる衝撃を与えるに至った」などと記すような事態を生んでいた(同紙1944年3月4日、また12月17、20日等も参照)。こうした状況は必然的に農民や米行等による囤積や投機を蔓延させるだけでなく、行政機構内においても江蘇省政府糧食局長后大椿、国府糧食部水産管理・建設局長胡政などの政府高官による収買業務上の不正など汚吏の跋扈も目に余るほどであり(同紙1944年3月13、14、16日。また5月初旬にも顧峯衡、周乃文ら政府高官に対し収賄罪で懲役十年の判決が出されている。同紙5月7、10日)、戦局の困難とともに物資不足も深刻さを増していった。

戦局が深刻化する1945年5月頃になると、上海での米穀配給(日本人向・華人向)も、在上海日本人向けが僅か4割しか確保されておらず(但し、虹口地区日本商の小売物価は総領事館の統制下に置かれその安定が図られており、割合的には僅かな一般日本人家庭向け米はこの時点でも確保されていた。同紙1944年3月23日他)、華人向け食米に関しては、軍警官吏用4月所要量の86.7%が未配給、5月に至ってはまったく配給がなされていないという状況であった⁴⁸⁾。この時

期、一般華人に対しては、1945年2月下旬の配給停止以来、配給再開の用途は立っておらず先に引用した土田公使の「重大ナル政治問題化」という政治的危機はまさに眼前のものであったのである。

食米問題を中心に生活必需物資不足の主な動向を、1944年の日本人社会について『大陸新報』紙上で概観的に摘出すると、以下のような記事が挙げられる(見出しは一部省略)⁴⁹⁾。

1月1日「邦人の生活理念」…決戦下の国民生活体制の理想像は物質生活においては「生きるための最低限度に止めてこれを国家の消費に振向けること」

1月7日「戦時食糧を確保せよ 恵まれすぎた現地の“食”生活」

1月8日「勝つための消費規正 共販制総合切符制へ」

1月20日「節電のお手並み拝見」成績はまず上乘 …消費制限から2ヵ月、2割5分達成

1月24日「お菓子屋七割を整備」…250軒の菓子業者の7割が転廃業、40～50種に限定

2月4日「食米二升に減配 業者の暗躍に民心動揺」…1月18日に2.5升到増配後すぐ

3月7日「暖簾を捨てて 業者に聴く転身の決意」…上海の高級料理店が続々転廃業

3月15日謹告「二五日ヲ以テ一律休業」…上海三業組合(六三亭・松廼家等24店)

3月16日「いざ必勝の鶴嘴」…17日から民団東区町内連合会を皮切りに金属回収開始

3月19日謹告「瓦斯消費制限二関スル件」…大上海瓦斯公司4月検針後割当量の1割減

3月23日「好調の金属回収 虹口区に出動」、27日「金属回収 敵産家屋や邦人商社にも」

4月5日「外食券制度を実施」…日本人飲食店を3部門に、握り寿司は1券で12個

4月19日「甘党にご注意 配給量の不足はお手製で我慢」

4月21日御挨拶「20日8軒に統合、22日第三飲食店として新発足」…上海カフェ33軒

4月22日「白米に玉蜀黍 二割を混入」…

今まで量質とも内地に比較し余裕ある配給
5月11日「お米町内会で纏めて 個人買ひは止めませう」…町内会単位の一括購入に
5月11日「(在華紡) 紡績機械も応召 華人女工も感激の解体作業 日本中学生も運搬」
7月27日「勝抜く「暗い生活」へ 節電五割 愈来月から」…華中地区の電力消費大幅規正
8月8日「鉄と銅 けふから回収始め 金属供出へ総決起」
10月12日「隣保別に配給所指定 売切れ、行列を解消」
11月9日「町内会毎に購入店を指定」
12月7日「一人一日タバコ十本」
12月30日「きのふ挺身隊壮行式 正月も捨てて米糧蒐買の辻途へ」

等々。この時期、戦局が激しくなるなかで、上海居留民に関わっては、物価の昂騰や物資収買政策、配給統制、囤積の摘発や汚吏の剔抉など、生活物資の動向についての記事は数多くみられるが、在留日本人の生活状況について、生活必需物資の不足や配給施策の変化など具体的にふれたものは意外とみられない。物資不足に関しては、僅かに菓子屋の246店中の約7割に上る店舗の統廃合やタバコの配給本数の週10本への削減、「内地などに比較して遙かに余裕ある食米配給を受けていた」白米の玉蜀黍による一部代替、消費電力の大幅な制限などが記事になっている程度であった。菓子・甘味類や煙草など嗜好品や高級料理店・カフェ等の贅沢とみなされる業種が制限の主な対象となっている。配給については、むしろその量的な制限よりも切符制・通帳制等の配給方式や町内会・隣保班などの組織運営に関する記事が眼に着く。つまり、在留日本人社会にあっては1944年から45年8月の日本敗戦直前まで、食糧の窮迫する上海華人社会とは異なり、生活必需品などは確保されていたことがわかる。同時に他面で、当該期の配給政策の動向には、単なる物資確保・生活保持目的だけでなく、4.3節でもみるように、在留日本人および華人従業員を対象とした食米配給政策を通じて在留邦人を「上海興亜報国会」「商業報国団」や町内会隣保班（常会）など職域団体

や地域団体に組み込み、戦争協力や戦意昂揚へ動員を強めようとする政策的意図を窺うことができる⁵⁰⁾。

こうした点、1944年1月1日の『大陸新報』が「総てを明日の活動へ」と題する論説を載せ、勝ち抜く国民生活体制の確立によって物の個人消費を最高度に切詰めそれを国民貯蓄や国債消化に充て、国防強化を図ることを要請しており、「決戦下の国民生活体制の理想像は物質生活においては“生きるための最低限度”に止めてこれを国家の消費に振向けること即ち消費節約である」と論じているところとも繋がる。消費生活の抑制とそれによる戦争強化策への居留民動員といえよう。上海在留日本人社会は、戦争が難局に向かい生活物資の欠乏が本格化する前段階から消費生活の最低水準への先行的切詰めと軍事生産への振向けへと方向付けられていったのである⁵¹⁾。

では、決戦態勢への上海居留民の動員はどのようになされていったのか。まず、居留民全体の動員状況を検討することとしたい。

4.3. 上海在留日本人における「国民動員」の展開

4.3.1 町内会の改編と国民動員

上海日本人各路連合会（町内会連合会）は、アジア太平洋戦争開戦に至る時期において、排日・抗日運動に対する自警団の活動や緊急時の相互扶助的活動、時には民族運動に対する尖鋭な排外主義的行動などを担い、また納税者会議を通じた工部局の参事会改編運動や上海神社奉納事業、海軍表忠塔（戦死者慰霊塔）建設協力等さまざまな活動を行ってきた⁵²⁾。この町内会連合会は、1942年6月1日、組織を解消し上海居留民団に統合されることとなった。土着派を中心とする居留民たちの自主的組織であった各路連合会を民団に一元化し、大企業従業員をも包摂しつつより直接的に総領事館の統轄下に置き、居留民の統制を強めようとしたのである。すでに、前年1941年の11月には、各路連合会の事務所は民団庁舎内に移動し民団が事務取扱を行っており、この各路連合会の居留民団への統合は、1942年5月8日の「町内会規程」の告示を待っての解消・統合であり、解

消に合わせて居留民団内に「市民部」を新設し、次第に町内会係・自警関係・米配係・庶務関係など各路連合会の各種事務を取り扱っていった⁵³⁾。

行論上、町内会の機構について「上海居留民団諸規程」⁵⁴⁾に拠りながらふれておくと、各町内会は、地区ないし官公庁・学校・営業所・工場・病院・合宿所など毎に50～300世帯を単位として地区内の日本人全世帯（含む準世帯員）を組織するものとされた（「設置規程施行細則」第1条、第2条他）。そして町内会の基礎単位として10世帯内外毎に隣保班があり、町内会・隣保班にはそれぞれ常会が置かれる（「規約準則」第2章隣保班、第4章常会）。さらに、その事業をみると、①敬神・祭祀に関する事項、②隣保親睦・相互扶助に関する事項、③国民精神の昂揚・教化に関する事項、④消費経済の統制に関する事項、⑤警防に関する事項、⑥保健衛生に関する事項、⑦銃後援護・時局関係に関する事項などが挙げられている（「規約準則」第6条）。

では、居留民町内会（隣保班）は、どのような活動を行っていたのか、その特徴と意味をみることにしたい。

a. 食米・生活必需品等配給

町内会設置規程の策定と同じ頃食米配給の要領が決定されており、日本人向・華人向ともに配給制としたが、1942年5月10日から日本人用米のうち家庭用米（日本人同宿者・コック・家事使用人等も含む）は、町内会が交付する「邦人小口米購入通帳」によって、町内会を単位とし町内会毎に指定された米穀小売組合より購入することに決められていった⁵⁵⁾。こうした配給制は、次第に食米から各種の生活必需品に拡大されるとともに、切符の交付・引換による切符制なども採り入れられている（1943年5月10日上海邦人食米切符配給制実施、『大陸新報』1943年10月22日「切符制の無駄を省く 隣保組織の活用」）。食米にせよ生活必需品にせよ配給制は、居留民の多大なエネルギーと煩瑣な作業を必要としており「われら在留邦人には民団を中心とした町内会乃至隣保班に依て完全に組織せられたる一団が有る」事態が徹底して活用せしめられたのである（同上）。

アジア太平洋戦争開戦後間もない時期から生じた物資の不足に先取りの対応した町内会隣保班を軸とした配給制の導入は、以後戦局が急速に悪化してゆくなかで幾つかの新たな特徴を帯びていく。そのひとつは、日本内地で進行する国民総動員の動きが上海居留民社会においても町内会を媒介に強められていることである。さきにも、1944年の初頭『大陸新報』が在留日本人に「生きるための最低限度」の節約生活を呼びかけていることを指摘したが、この呼びかけも、この年の1月議会での賀屋興宜蔵相の「戦局の苛烈さに限度がないとすれば、一方戦ふ国民の生活費ももっともっと引き下げねばならぬ」という国民生活切詰への要望に応ずるものであり（同紙1944年1月27日）、その状況は、上海北四川路昭和会の婦人常会がモンペ着用を会員に呼びかける動きなども生んでいる（同紙1944年1月23日）。町内会婦人部の積極的活動が眼につくとともに、絶えず「内地並み」というスローガンが現地邦人の国民動員のために活用されていることがわかる。

b. 国債消化・国民貯蓄、軍機献納活動

物資配給と並んで、日常活動として行われていたのが、国債購入とそのための貯蓄推進や戦闘機献納のための募金活動であった。

日中戦争開始以来増大していた国債の発行は、アジア太平洋戦争が始まってさらに巨額となり⁵⁶⁾、その消化を図るためにさまざまな形での国債購入勧奨や貯蓄増強の運動が推進されていた。それは、在外日本人においても同様であり、1942年度には、華中においても国債消化の運動が展開されていった。1942年度の全国民の貯蓄目標は230億円、うち国債消化に170億円（国民1人当たり約170円）が充てられていたが、華中における国債消化の目標額は、1941年度末まで4,900万円および42年度上期賞与の一部500万円、計5,400万円となっており、異常といえるほどの多額な負担であった（『大陸新報』1942年6月1日「社論：国債消化運動」同「けふから国債消化週間 太田委員長協力を要望」）。しかし、1943年2月末には、同年3月末までの目標額9,000万円に対して9,940万円の金額を達成したことが伝えられている

（『大陸新報』1943年4月6日「国債消化 目標額を突破 輝かし現地の大戦果」、同紙4月7日「国債問答」上、なお国債消化運動は、町内会、職場、企業、個人業者など各種の経路を通じて推進されており、重複した購入は立案時から想定されていた）。このうち町内会の消化分は194万394円（1942年9月～43年3月）であり、官公庁や国策会社、紡績などの企業の購入分、あるいはそこに働く給与生活者、個人商店などの購入分と比較すると金額的には多くないが、重要なことは購入に協力した町内会数が1,308町内会、1万2,908隣保班とされており、極めて多数の町内会がこの活動に関わっていたことである（同紙1943年5月2日「でかした隣組」）。隣保班班長会議や常会において「親孝行と貯蓄は同じだ、赤誠に待ったなし」としばしば取り組まれていたのである（同紙1944年5月3日）。

同時に指摘し得ることは、これら町内会による国債購入や軍用機献納の運動が、町内会単位の達成額を決めて各戸に割り当てるなどの強制を多分に伴っていたことである。一例を国債購入運動とともに活発に展開された陸海軍に対する航空機の献納活動でみると、1942年12月8日開戦1周年から始められた献納活動では、町内会独自で1機あるいは2機と献納目標を定め、「愛国の至誠に燃ゆるあまりややもすると度を外れた献納運動をする町内会」があるとされている。ある町内会では1世帯最低額を3千元、また別の町内会では1千元と強制的に割り当てることなども行われている。こうした運動は、他面で興亜報国会などの呼びかけに応じて行われており、この時期1ヶ月1世帯10元以上、その他戦果のあった場合は感激貯金ないし戦果貯金として献納がなされている（『大陸新報』1944年3月15日「献金は自発的に強制割当は行き過ぎ」）。なお、1年前の大陸新報の呼びかけによる献納運動では、陸軍に97式戦闘機3機、海軍に中攻撃機1機の目標を掲げ、1戸1円の醸金の申し合わせがなされ、隣保会毎に競争で取り組んでいることが報じられているが、この間に献納金額が急激に増額している状況が窺える。同紙1943年4月18日「戦ふ隣組」）。

c. 防空態勢の強化

1944年に入ると、上海上空にも米爆撃機が姿を現し防空司令部による防空訓練が開始されているが、1月15日早暁には上海に空襲警報が^{こだま}飜し、焼夷弾も投下されている。防空本部からは「沈着・機敏・勇敢に 鬼畜の盲爆に備へよ」等の警告がなされ、以後隣組による防空訓練の本格化と町内会を軸とした防空態勢の確立、家庭灯火管制の徹底さらには防空壕の構築が始められている（『大陸新報』1944年1月15日「暁天に飜する警報に防空陣揺るぎなし」、同紙3月4日「断乎！ 防げ敵機盲爆 徹せよ常住灯管」）。防空態勢に関しては、全市を数個の地区に区分し、これを防空本部で一元的に統轄し空襲時の退避、防空、救護等を最も効率的に実施しようとするものであり、その中心は町内会（日本人居留民）であった。町内会は配給制など相互扶助的の活動に利用されるだけでなく、居留民を戦争態勢により積極的に組み込む上で大いに利用されたのである（『大陸新報』1944年4月9日「防空区 町内会、保甲と再編成」）。なお、それとともに、一部の日系企業の華人従業員や在住華人に対しては、保甲制度と称せられる中国の伝統的地域住民統轄制度の導入が図られている。保甲制度について立ち入って言及する余裕はないが、若干ふれておこう⁵⁷⁾。

保甲制度は、中国農村において、開港以前から行われていた社会統轄組織であり、上海地区の場合は、10戸で1牌頭、10牌で1甲頭を置き、10甲に1保長を設け、それを基礎に人民の戸籍管理と統轄を行う制度であった。日本の占領当局は、上海租界占領後まもなく、工部局警察指揮下に蘇州河以南地区共同租界を7区に区分し、その下に10ないし17の保を組織し、試験的に保甲制度の実施を急いでいたが、1942年2月26日には基礎を確立したとしている（『大陸新報』1942年2月28日および同年5月11日「遅しい街の自警団(5)」）。日系企業など支配下の上海華人社会においても、この制度を華人の統制や労働動員に活用しようとしたのである。それぞれの保は、自警団を有し当該区域の警戒などにも従事していたが、日本人居留民の町内会同様、物資の配給や防空活

動などの相互扶助的組織として存在していたといえよう（前掲「防空区 町内会，保甲と再編成」）。

4.4. 労務統制の展開

4.4.1 労務統制施策とその実施状況

さきに、町内会・隣保班の具体的動向を通じて、上海在留日本人における「国民総動員」をみてきたが、こうした国民総動員は職域においても進められていた。職域動員の中心をなしたものがさまざまな労働力の統制＝労務再配置であった。

アジア太平洋戦争開戦後とりわけ1943年の対華新政策実施以後、上海経済は戦争経済への急速な移行が要請されていったが、それは、従来の軽工業中心から重工業の拡大へと資金、資材、労働力等の移動を促すものであり、一方で、重工業や産業インフラの増強、重点産業化と、他方での不急不要産業の縮小、重点産業転換など「企業整備」の実施として展開されていった。かかる過程は、労働力の統制策としては、1943年10月29日「現地会社経理統制実施要綱」の発表以降、現地企業の全般的経理統制を実施し、役員・社員の給与に対しても統制を強めている。また、翌年1月13日、上海総領事館は、上海総領事館が「現地邦人会社経理統制実施要綱」を策定し（1944年2月1日「現地支店及出張所経理統制」告示）、現地日本人企業の全般的経理統制を実施、当該企業の役員・社員の給与に関しても統制を強めている。また、翌年1944年2月13日には、総領事館が「国民・中等両学校卒業生の需給調整要領」を発表、同時に他方で、重要産業部門においては、従業員引抜の停止を指示するなど、進行する物価騰貴のなかで浮動する労働者の統制・確保に動いている⁵⁸⁾。

こうしたなか、1944年3月1日「労務等臨時調整規則」が決定されたが、この規則は労働力の再配置を大きく展開させた。この規則では、①就職制限業種20種、退職制限業種13種の指定と指定業種での雇傭、退職の許可制の導入（第1、2条）、②賃銀その他従業員条件への一定基準を制定・変更する賃銀の基準制定（第3条）、③不急不要企業への就職制限・禁止や重要産業部門への

就職命令など就業命令の発動（第4条）、④技術者・労働者に対する労務手帳の交付（第5条）、⑤臨検、検査、罰則（第6、7、9、10条）などが制定されているが、ここで狙いとしたものは、上海日本人社会の発展とともに肥大した物品販売業や料理飲食店業、旅館・下宿業、貸座敷業などの不急不要企業の労働力を制限する一方、資源開発や造船、機械器具工業、鉄鋼業、陸海運業など、緊急に増産が必要とされている産業部門への労働者の移動を強制しようとするものであった⁵⁹⁾。

では、こうした「労務等臨時調整規則」制定＝労務統制を実施した上海経済上の背景は奈辺にあったのか。すでに生産力の増強が強く求められていた1943年半ばには、重要産業を担う日本企業において以下のような状況が広く生じていた。

邦人商社の問題として、最も具体的な悩みの種となっているものは従業員が転々して罷り、一商社一工場に頑張り抜いて職域奉公をなし逃げようとする青年の甚だ少ないことである。何等の一定の方針なく少しでも待遇のよいところを狙って転々として渡り歩く（『大陸新報』1943年9月3日「邦人従業員の転職防止策」）。

従来、日本人従業員は各産業・商社とも日本内地から補給されていたが、国家総動員の全面的発動の中で内地からの流入が不可能となっていたのである。そのため、いずれの産業や企業においても従業員の確保・補充のため著しい高給を支給して退職防止に努め、また他社従業員の引抜を行うなどの方策がなされていた（同紙1944年1月13日「邦人の労務確保」⁶⁰⁾）。

かかる状況に対して、総領事館など日本当局は各種の労務確保の対策を講じていった。そのひとつは、国民学校・中等学校等の新規卒業生の就職調整＝重点産業等への半強制的就職斡旋である。それまでは、俸給の多寡などによって自由に就職先を決めていた卒業生も、決戦体制に備えるべく重点産業や重要機関への優先的配置が要請されていった（同紙1944年1月14日「労務需給調整 重要産業に適正配置」）。その措置の根拠をなすものが、さきの労務等臨時調整規則であったのであ

る。これによって、以前の労務対策事務所（1943年11月14日、上海大使館に設置）や職業紹介所（民団）産業労務協力会等による間接的な指導を越えて、指定産業に従事する日本人の就職、転職、退職等はすべて統制され、かつ指定業種に対する就職命令によって徴用も行われることになったのである。また併せて、日本人従業員に対する給与統制令の策定が検討されており、1944年10月22日に至って「上海社員給与統制要綱」が決定されている（『大陸新報』1944年3月10日「近く労務給与を統制」、同紙44年5月17日「労務確保へ 近く給与統制」、同紙44年10月22日「現地の邦人商社等給与統制決まる 給与統制要綱」）。これによって進行する物価の騰貴に対応しながら給与の凹凸を是正し重要産業の要員を確保しようとしていたのである。

しかしながら、こうした労務統制方策は、容易に機能を果たし得なかった。その状況を『大陸新報』の記事にみると、

現地の生産部門は総て労力は中国人によってといふのが建前であるが、現在、生活のためにこれら労務者たちが軽い仕事で賃銀の多い所へ行くといふ非常に浮動性が多いのが困っていることである。定められた期限内により以上の生産増加を行ふためには何処でも非常に苦勞している問題があらう。現在民団立の中等学校の上級生を内地の通年動員のやふな形式でといふ計画が進められており…
現地は内地と違って…内地のやうな女子挺身隊、勤労報国隊などは出来ないかも知れないが…直接間接にいくらかでも生産に寄与する途はあると想ふ（1944年7月23日「学徒も熟練工へ」）。

現地労務調整の必要にかんがみ総領事館では、物品販売業、物品貸付業、料理飲食業者など比較的現勢下不急と認められる二十種の製造部門に対し、邦人を雇入れる場合またはその部門への就職について3月1日より労務等臨時調整規則により許可を定め実施してきたが、この範囲だけでは自分の職業を勝手に自分に都合よく解釈して許可制の適用を逃れ

ようとする輩もあり、いろいろ不徹底と見なされる事例が多いので、その範囲を上海総領事館管下のありとあらゆる職域に拡大し…19日告示、即日施行（1944年8月19日「全職域に労務調整」）。

以上、労務等臨時調整規則実施後の労務状況の一端を一覧したが、依然従来の所謂自由主義時代の旧体制色を拭えていない状況がわかる。

4.4.2 上海における労務統制の特徴

では、上海における労務統制・労務再配置では、どのような特徴をもって展開したのか。まず第一に指摘できることは、労務統制が容易に進展しないなかで、中南支興亜報国会や上海興亜報国会、産業共栄会、商業報国団など国民精神動員の活動に補完される形で進められていることである。

上海における労務統制が具体化し始めた1944年3月の「労務等臨時調整規則」制定の前年7月1日、上海青年館において中南支興亜報国会および上海興亜報国会の結成式が行われている。興亜報国会は中南支居留民全員を会員とし、皇国民錬成および大東亜共栄圏地域における興亜運動の推進を目的として組織された官民の一体的組織であり、総領事館や民団などの行政機構と表裏一体の関係にあった。そして、国や諸団体の助成金に拠りながら各職域・地域において、皇民錬成（思想錬成・技術錬成・体力錬成・生活錬成）と興亜運動（興亜理念の普及と具現、同志団体との協力）を推進してゆく使命を有して活動を行っている⁶¹⁾。これを労務統制の諸法令と関連してみると労務施策を実体化するものとして、国民精神の動員—皇民錬成や興亜意識の浸透—を促すことを狙いとしていたといえよう。

また第二点として、これらの労務政策が、日本内地の状況に対し立ち遅れを示すなかで、「現地邦人の自覚」や「覚悟」を問うものとして内地並を強く要請されていることである⁶²⁾。1944年1月の衆院議会での賀屋興宜蔵相の発言については先にもふれたが、そこでは、現地邦人の国債消化や国民運動への積極的参加を数年前に比し大いに前進したものとしつつも、「内地同胞の堪へつつ

ある艱難と欠乏に比すればなほ物の数ではなく、決戦の現段階を要求するところと相隔たること遠いといはねばならぬ」と現地邦人の意識の立ち遅れが指摘され、居留民たちの自覚を促していた（前掲『大陸新報』1944年1月27日「社論：現地法人生活の革新」）。そのような内地に比した遅れは、重要産業や工場・事業所等への給与統制令の実施に際してもみられ、現地労働力の浮動性を抑制し、重要産業等への労働力補充を確保することを目的とした同条令は、容易に実施できず、総領事館や商工会議所の指導・協力を得、居留民の自覚を問いながら、1944年10月22日に至って決まっている（同紙1944年10月22日「現地の邦人商社等給与統制決まる 給与統制要綱」）。さらに、日本国内においては、民間会社をも対象とする規則へと改訂されている「国民徴用令改正」や女子への徴用の発動を認める「国民職業能力申告令改正」が1941年10月にすでになされているのに対して、上海では漸く1944年11月に徴用令が実施され、「女子職業能力申告令」に至っては1945年2月に漸く実施されている⁶³⁾。租界を背景とした英米企業や華人企業の活発自由な企業活動が存在するなかで、上海の日本人企業や商店に対する統制も容易に貫徹し得なかったのである。

さらに、関連して付言すれば、第三点として、当初遅滞していたが、女性労働に対する活用がさまざまな形で行われていたことである。上述のとおり、日本国内では戦時体制のなかで、女性への徴用令の適用が始まるなど次第に女性労働力の活用が進められていったが、上海においては、1945年1月14日現地女性に「徴用令」、同2月14日「女子職業能力申告令」が実施されている。実際には1944年末から女性の徴用開始や女子職業能力調査も実施されているが、日本国内の施策からかなり遅れて進んでおり、7月頃においても「内地はもう昨年あたりから銃後といふよりも前線といふ状態になっている。特に最近はこの決戦下に上海の婦人はどうかといふと、遺憾ながら私には大部分の方は前線的生活をしていないように見受けられる。」（『大陸新報』1944年7月9日「現地婦女子に望む(2)」）と評される状況に止まって

いた。しかし、建前としては、「女性皆働」これは国家の運命に繋がる厳粛な課題として現地に住む女性の総てが考へるべき問題ではなかろうか。現地においても日常生活のすべてが「決戦」の二字に尽きるいま、時局を弁へぬ遊閑女性はないであろう」（同紙1944年2月10日「紀元節拝賀式」）と高唱され、女性の労働動員施策は強力に進められている。女子の職業能力申告令による登録（12月24日の締切、総領事館国民動員室取扱）なども、登録漏れ者に対しては処罰することを定めるなど厳しく登録を促していた（同紙1944年12月23日「女子の職業調査 登録申告は期日限り」）。

重要産業や各種商店あるいは諸機関に勤務する女性に対する徴用の拡大や労務の再配置を遂行する一方で、一般家庭婦人の動員も多面的に推進されている。「総てを戦力増強へ」のかけ声とともに、現地婦人も直接戦争関係の仕事に従事せしめていくのは1944年の夏頃からみられ、上海では8月17日に女子挺身隊の結団式がなされている。その活動状況は活動開始間もない時期から能率上昇が指摘され、順次第2次挺身隊（1944年11月21日）、第3次（1945年2月20日）、第4次（5月19日）と結成されていった。日本国内での女子挺身隊の結成が1943年9月であり、労務動員政策のなかでは早い対応であったといえよう。応召などによって各職域とも男子労働力が相当に不足し家庭婦人や女学生をも含めた女子労働による代替を急速に進行させざるを得ない状況にあったのである。各職場における労働力不足の状況は、「会社その他職場自体においても“あの婦人は何も出来はしない”といふ軽蔑感を捨てて3ヶ月位の基礎訓練でも実施のうへ男子の職場を譲り通すやうに指導して頂きたい。…決戦を身に刻み直に総力一体、職場持場を通じ決戦完勝のただ一途に邁進する秋はいま来ている」と論じられるほど切迫した事態にあった（『大陸新報』1945年5月26日「現地婦人の戦意を聴く：本社主催座談会」）。

以上、上海における日本人居留民の労務動員・労務統制の特徴を指摘してきた。それは、上海日本人居留民社会存続の危機をはらんでいたが、他面では、上海の日本占領政策下での上海華人社会

にさまざまな困難や貧困を生み出しながらの過程でもあった。

なお最後に、対華新政策下の労務統制のなかでの「新興派」居留民の動向について、追加的に言及しておきたい。日中戦争後とりわけアジア太平洋戦争以降、日本人居留民は中支那振興会社を軸とした大企業的進出に伴う日本人従業員（＝会社派）の増大とともに、虹口などの土着派的中小商工業者も大きく増加していたが、これらの土着派的新興居留民については、以下のような状況であったことが示されている。

（上海の虹口地帯は一引用者）以前には長崎県上海市といふ感じがしたそうだが、現在では日本全土から総ゆる階層の人々や機構が移り、日本の戦後体制と同一様式の統制経済圏を構成している。此の人達の大多数は日支事変以後来たのであり、事変の特殊的雰囲気と治外法権の中で生活し上海や他の中国社会を余り知っていない。従って自然に誤られた正義観を持つやうになる。…身辺に居る中国人の悪質なのに驚いて全ての中国人を不良視したりするのである（河内午之助「中国参戦経済への雑感」前掲『経済月報』第204号8頁）。

いいかえれば、日章旗を掲げながら「ただ皇威に庇護された乱暴と酔狂」の振舞いも少なくなく、現地資本との提携による経済進出や経済建設は停滞ないし放棄されざるを得なかったのである。

4.5. 戦局「悪化」下の上海華人社会

4.5.1 租界在住華人の状況

アジア太平洋戦争開戦後の日本軍による上海租界の占領とその後の対華新政策の導入は、上海在住者の大半を占める華人社会をも大きく変容させたが⁶⁴⁾、まず、そこでの上海華人社会の変容と周辺農村生活の状況についてみておくこととした。

従来から上海の華人社会自体は、中産階級がほとんどみられず、一部の特権的な富裕層と大半を占める貧民および下層労働者から構成されていた。その状況の一端について『上海経済年鑑』昭和18年版は、「焼けつくやうな炎天の舗道を素足で値を聞く黄包車夫や蘇州河の真黒なドブ河で米を磨ぐ水上生活者、又鼻を刺す様な寒風の吹きさらす街にアンペラー一枚軒下に宿を求める苦力達が一方にあるかと思へば、夜会ダンスホールやナイトクラブで過ごしている人種もある」と記している⁶⁵⁾。こうした上海の中国人社会の状況は、開戦後大きく変化し「激増セル上海人口ハ大東亜戦争勃発ニヨル国際情勢就中経済界ノ一大変動ニ伴ヒ失業者ノ続出、糧食難等治安上民生上憂慮スベキ事態ニ遭遇」していった。上海在住華人の生活動向や労務者の待遇条件などについて、日本側占領当局はその実態を把握する姿勢を欠いており、本稿においても具体的に言及し得ないが、とりあえず、上海の華人（工人・給与生活者）・日本人の生計費動向を示す表10をみると、1936年＝100とし、中国工人の総指数（39品目）で41年

表10 上海在住華人（工人・給与生活者）および日本人の生活必需品物価指数（1936～42年）

年次	華人労働者		華人給与生活者	日本人	
	総指数	食料費	総指数	総指数	食料費
1936年	100.0		100.0	100.0	100.0
1937年	119.1	122.3		109.9	109.2
1938年	150.6	139.2		128.6	—
1939年	197.2	191.1		158.2	151.0
1940年	428.4	460.2		282.1	291.6
1941年	826.2	902.8		333.6	330.7
1942年1月	1,208.0	1,230.7	909.4	369.2	313.4
1942年11月	2,373.0	2,043.7	1,847.9	435.4	435.2

出典：南満州鉄道株式会社調査部『中支経済統計季報』第8号、1943年3月。

注：上海華人労働者及給与生活者の場合は、飲食費・住居費・被服費・雑費等の39品目。日本人の場合は食料費・被服費・燃料費・雑費から構成。

826.2, 42年1月1,208.5, 同11月2,372.0となっており租界占領後の激しい生計費の上昇が鮮明である。しかも、日本人の指数上昇に比較して上昇度合いが数倍にもなっていたことも併せて窺える。こうした物価の騰貴のなかで実質賃銀も大幅に下落していたのである。その状況は以後も進行し、上海の汚点の一つであった行き倒れや遺棄死体が「事変直後からの経済界の急激な転換に伴って増加の一途を辿り、多少のことに動じない上海人もさすがに目にあまるものがあつたらしく、毎年冬期になるとこの対処問題が識者間の論議の中心となっていた」事態も生まれていた。ただしさらなる悪化は死者たちの増大後むしろ減少に転ずる(『大陸新報』1944年1月13日「減った行倒れ」)。

こうした事態への「応急対策」として在住華人の「疎散工作」が打ち出されていった。それは、現地陸海軍、外務省、興亜院等からなる租界対策委員会労務委員会を組織し、上海特別市政府、共仏租界当局とともに、帰郷特別通行証の発給や船車料の割引などの促進策を活用しながら、過剰人口約100万人を疎散しようとしたものである。上海華人住民を生活維持策の対象から排除しようとする政策ということもできよう。その施策状況は、1942年2月末現在、通行証発行数16万8,269件、船車および徒歩による離滬者概数約30万人と推定されており、その大多数は浙江省および江蘇省に流入しているとされている⁶⁶⁾。しかし、こうした疎散工作は、そもそも各地の積極的な労力受入政策を伴っておらず、疎散者の大部分が生活の途に窮する失業者か難民であり、資金や資産を有する疎散者もほとんどなく地方経済復興に繋がるなどの持続的な対策を創出し得ておらず、疎散者たちが再び上海に還流する状況も生み出していた。したがって過剰化した上海華人社会は、日本人居留民社会以上に生活必需品の欠乏や物価騰貴に直面せざるを得なかった(上記表10)。それは、上海占領後1年を経た時期で、日本がすでに上海在住華人の生活を維持し得ず、軍事占領自体の維持すら困難な事態に陥っていたことを物語っており、つぎの報告からもそれが窺えるところである⁶⁷⁾。

軍事力ニ於テ隔絶セル圧倒的ニ強勢ナル皇

軍ノ力ヲ以テシテ、支那事変ガ持久戦ヲ続ケ、占領地ノ治安ハ常ニ脅カサレ、清郷工作ハ軍事的治安ヲ一応確立シ得タガ、思想的、政治的治安ハ少シモ改善サレテイナイ。

此ノ事実ハ武力ニ依ル事変解決ノ限界ヲ明白ニ物語ツテイル。戦争ノ一定段階デハ軍事ガ政治ヲ決定スルガ、支那事変ハ既ニ早クヨリ政治ガ軍事ヲ決定スベキ段階ニ入ツテイルノdealル。

4.5.2 上海華人労務者の労働と生活

では、上海日本人企業においてその生産や流通に従事していた中国人労務者の労働と生活は、戦争経済の進行と戦局の困難化のなかで、どのような変化が生まれていたのだろうか。

上海の日系重点産業の労働力は、管理的労働や一部の中核的労働力部門については日本人労働者に依っていたとはいえ、1943～45年頃では、主として約20万人の華人産業労務者に担われていた。これら華人労働者は、一般的に日本人に比して流動性が強いだけでなく、農村からの流入者も多く農繁期など季節的に帰農する半農半工的性格も有していた。各界の労務者が労務のみを職業とせず一方で農業を営んでいるが故に、賃銀が低落したり食糧など物資不足が進行するなかでは、帰農者も一層多くなっていく⁶⁸⁾。そうした状況全般について、1944年8月の華中産業共栄会懇談会での一研究報告によってみておくと、現時局下では労働力の不足が最大の問題と捉えた上で、その要因として、①労働者の帰農、②密搬出入者の増加、③三輪車、黄包車の増加、④暗黒面に向かう者の増加等が指摘されているが、帰農者について言えば、労働者の帰農が増え田畑での労働が、従来の婦女子や老人に代わって若い男子によって多く担われているとしている。民族資本だけでなく、日系の工場や施設なども、上海華人労働者にとって職場は安定したものではなくなっていたのであり、それ故帰農者の増加が生じていたのである。その生活については、7月上旬の労務者の1ヶ月の生活費が、家族14人で4万4,600元、5人1万8,000元、3人1万2,000元、2人9,000～

1万2,000元程度とみなされるが、それに対し工員の転職による1ヶ月収入は魚売り9,000元、三輪車1万元、道端雑貨売1万2,000元などとなっており、子供達が道端で拾ったものを売るだけで2,000元、女性が野菜売りで4,500元という収入を得られ、工場に行かずとも家族単位では工場での賃銀分を得ていたのである（『大陸新報』1944年8月6日「なぜ労働力が浮動するのか」）。日本側からみれば、日本国内からの労働力の流入は全く期待できず、徴用制の導入だけでなく、華人労働者に労働力を委ねることを不可避とせざるを得なかったのであるが、必要な労働力の安定確保は容易ではなかった。

こうしたなかで、当局は、警察・保安隊・公務員・病院・新聞社等とともに時局重要産業の華人労働者への米配給を優先して一定数配給している（『大陸新報』1944年6月4日「社論：重点的な配給制度へ」、同紙1944年12月24日「公務員、重要産業に米を重点配給」）。それは、「現在における労務問題の中心は労務の多寡に非ずして生活必需物資特に主食物を労働者のために確保し得るか否かの一点にある事は周知の事物である」とされており（同紙1944年6月4日「社論：重点的な配給制度へ」）、同年の3月には、産業の重点度で業務を5段階に分け、重点度に従って配給を配分する措置も導入されていた。食米の配給順位の場合は、甲種産業：造船・船舶・運輸・陸海運・鉱工・機械業、乙種産業：金属・機械修理・生必業、丙種産業：上記以外の一般工場、丁種産業：一般商店、戊種産業：娯楽業と分けられている⁶⁹⁾。現物支給をテコに、重点産業を優先しながら労務者確保に力を注いでいたのである。

しかしこうした方策も、1945年5、6月になると、重点配分の食米等も確保できなくなっていたことは、つぎの、上海市政府の窮状訴えの資料からも推察されよう⁷⁰⁾。

最近上海食米逼迫シ六月一日閏値五十三万円ヲ唱へ居ル処 上海市政府軍警及公務員用米ハ月一万三千石ヲ要スルモ 一般公務員用米ハ三月下期ヨリ軍警米ハ四月上旬ヨリ配給セラレス各局署下級職員ノ怠業、地下争議統

出ノ兆アルニ鑑ミ…羅秘書長ヨリ屢次日本側ノ援助ヲ要望セラレ当館及大使館側ヨリ軍側ニ折衝ノ結果数日前一部軍米ノ融通ヲウケタノデアルカ右ハ不取敢軍警ノ四月分ニ充当セラレタルニ止マリ一般公務員ニハ配給セラレス 上記の上海市政府の内部的崩壊の兆しは、重要産業労務者の統轄においても同様に生じていたものと考えて間違いなからう。

ところで、上海労務者の生活必需品の重点配給を利用した対応策は、その供給面からすると、周辺農村と農民への負担に大きく依存するものであった。すなわち、軍警や公務員さらには重要産業従業員に対する食米や給与の不足分は、国府当局を通じ農村の郷鎮長や区長の手によって補填され、究極的に郷鎮長、区長の途中ピンハネ分も含め働く農民に転嫁されるのである（『大陸新報』1945年5月23日「社論：国府軍警の給与」）。最後に、上海周辺農村と農民に与えた日本の上海占領の影響について若干の点をみておくこととしたい。

4.5.3 上海周辺農村における物資収奪と農民

さきにも指摘したように（2.2.1、前号20頁）、上海を始めとした各県城周辺の農村の想像を超えた破壊とその後の復興の遅れに加え、日本軍による物資収奪は農村の生産力を著しく停滞させていた。しかも、米穀の主要集散地の背後は蒋介石政権の支配地区も多く、共産党の宣伝活動すらもみられた。

こうした周辺農村の基本的生産構造を蘇州地区でみると、耕作面積の70%が地主所有、30%が自作農の所有とされていた。農民はその収穫量の15分の1を田賦として納税し、1944年度の田賦徴収用の米糧は約66万石とされ、その3分の1は省軍警用米として省政府より配給され、3分の2は原則として米統会に売却し、省内4大城市の民生安定用米として使用する。

農民にとっての田賦負担や1畝当たり3,000～4,000元（収量に対する市価1万元の場合）の小作料は相当の負担であり、上海など都市労務者の民生問題とも強く関連し都市の食糧確保策のしわ寄せを受けていた結果でもある。また一般農民は、

耕種に際し、その60%は資金が欠乏し地主その他の人々から高利で借金をしていたが、その利息は年2割を超えていた。耕種時の経済負担も肥料価格の上昇などのため増加傾向にあった。常熟の農民の場合では、秋季の収穫後、その所有米は翌2、3月頃までしか維持出来ず、その後は小麦等で喰い繋いでおり、甚だしい時は一年中麦柄を常食とする状況もみられた（『大陸新報』1944年12月7日「江蘇産米区視察記（2）」、同紙12月10日「江蘇省産米区視察記（完）」）。

そして、耕作農民とともに、この時期に注目されるのは、食米の少なからぬ数量を単幫たんぱんと呼ばれる数多くの搬送搬入業者が取り扱っていたことである。上海地区では、単幫の数は約8,300人とされ、これが1日に1～2回上海周辺各地から平均4斗（約60kg）の米を4、5里の道を遠しとせず、あるいは徒歩で、あるいは自転車、汽車、船等を利用して上海に蟻の如く営々と米を運び込んでおり、実収は月1万元平均とされている。また、単幫は半分以上が女子で年齢は20～50歳が70%、20歳未満17%、50歳以上13%、職業は、無職が約45%、職工を前職とする者25%、前農民12%、その他小商人の転向者や余業者とされていた（同紙1945年2月18日「米運びの“単幫”とは」）。

むすび（汪政府の崩壊と居留民社会の解体）

上述してきたように、日中戦争の開戦を契機として、上海日本人居留民社会は大きく拡大ただけでなく、その社会経済構成においても、またそこに生活する居留民の特質においても大きく変容を遂げていった。

日中戦争後の変容は、まず何よりも中支那振興株式会社など大規模企業の創設とそれに伴う日本人従業員（会社員・工具等会社派中間層）の増大、あるいは工部局警察や市政府、民団の職員など公務員・官吏の増大として示された。同時に虹口商人を始めとした日本人中小商工業者＝土着派一般層の大量の進出もみられた。この点、産業別職業別構成をみると、第一次大戦以降の1920年代に

形成された商業・貿易等の商業部門を主体とした産業構成が急速に変化し、機械製造・造船・金属・製粉・印刷等製造業がその生産額と比重を拡大している。また、公務サービスの増大もあって、小売業や飲食業など小規模零細経営を中心とする商業部門の比重を大幅に縮小させていった。こうした戦時経済の進展による上海日本人社会の変容は、その担い手である居留民の気質においても変化を生んでおり、在地資本との提携や中長期的な経済浸透を志向する在留日本資本層（土着派中堅層、会社派）も次第に戦争の拡大に照応する形で戦争経済への依存傾向を強めていった。また、土着派居留民の内部においても、従来にも増して短期的利益を追求し、軍事的進出に強く依存しながら営業を行う、新興派居留民の新たな進出が活発となっていった。

ところで、重慶に首都を移し抗戦を続ける蒋介石政権ならびに英米勢力との全面戦争として展開するアジア太平洋戦争は、租界が重要な位置を担った従来の上海経済の機構を破壊し接收された欧米資本はもとより在来の中国資本も機能不全となっていったが、占領地区支配が行き詰まるなかで提起されものが、1943年3月の対華新政策であった。対華新政策は、日本側が、汪政権と中国資本＝上海財界に上海経済の中核的権限を移譲することによって、上海経済を再編成し、中国資本を活用して戦争体制の強化を図ろうとするものであった。その中心に位置したものが中華全国商業統制總會（商統会）体制であった。しかしながら、商統会体制のもとでも、日本軍の軍事力抜きには物資の収買も容易に進まず、また活動の抑制を強いられた日本商社の側も、実際には物資収買の権益を確保し続け、さらには中国側の官僚、商人たちの物資隠匿（囤積）や密搬出入なども横行し、絶えざる組織改編にもかかわらず商統会体制は破綻せざるを得なくなっていったのである。

かかる上海の社会経済状況の困難と行き詰まりとともに、在留日本人居留民社会も、また上海華人社会も、食糧や生活必需品の欠如を始めとした生活困難や戦争態勢への動員強化の動きが強まり、生活や労働も大きく変化していった。在留日本人

社会においては、土着派のみならず会社従業員＝会社派の間においても町内会組織への住民の組織化が進み、配給統制の徹底や国債の消化、軍用機献納運動などに駆り立てられる一方、職場の労働においても、日本国内の「徴用令」の全面実施に促迫される形で各種の労務統制施策が導入されていった。「職業能力申告令」や「徴用等臨時調整規則」「社員給与令」などの導入は、戦争の進行とともに女子挺身隊など急速な女子労働力の徴発動員を伴いつつ、上海居留民社会を戦争遂行へと動員していった。これらの労務動員が官民一体となった興亜報国会や産業共栄会などの国民精神総動員の組織に補完されて展開していたことも一特徴をなしていた。国際都市たるがゆえに本国政府の統轄から一定の距離をもって存在していた上海日本人居留民社会も、アジア太平洋戦争の戦局悪化のなかで「内地に見習へ」「現地も自覚を」と戦争動員が強められるとともに、他方で頻繁な空襲に直面し防空訓練を繰り返す日常となっていたのである。

日本人社会への影響以上に、上海華人社会や周辺農村の生活や労働への打撃は深刻であり、職を失った多くの華人労働者はさまざまな物品販売や黄包車夫、三輪車、密搬出入などの雑業で自らと家族の生命と生活をかろうじて保持する事態に置かれていたのである。しかしながら、日本軍占領下の上海華人社会の状況については、本稿では十分検討を果たし得なかった。今回、ほとんどふれられなかった中支那振興株式会社関係の検討とともに今後の課題としたい。

【注】

44) 「大東亜戦争完遂の為の対支処理根本方針」および「戦争完遂に付ての協力に関する日華共同宣言」については、前掲『外交主要文書』下、580-581頁。また、租界還付に対応した関税自主権や治外法権撤廃等に関わる諸取決めについては、「中華民国ニ於ケル日本国臣民ニ対スル課税ニ関スル日本国中華民国間条約」(1943年7月31日、大日本帝国特命全權大使谷正之・中華民国国民政府外交部部長褚民誼調印、外務省記録「大東亜戦争関係一件」B02032975200)および同担当官「中華民国ニ於ケル日本国臣民ニ対スル課税ニ関スル日本国中華民国間条約ニ関スル日華両国全権委員間諒解事項」など、付属の各種秘密交換公文や議事録、備忘録

によって既存権益の維持を図っている。上海特別市の行政運用については、1943年2月12日重光大使発青木大東亜大元宛「租界還付及法権撤廃事務開始方ニ関スル件」(上記外務省記録)。なお、外務省条約局「租界還付及治外法権撤廃等ニ関スル条約、取極等彙纂」1944年1月も参照。

45) 大東亜省支那事務局「対支処理根本方針ノ実施概況(草案)」1943年7月(外務省記録A.7.0.0.9-41-002、アジア歴史資料センターB02032948900、前掲「大東亜戦争関係一件」)。

46) 「一般配給停止ノ在留邦人ニ対スル影響ノ甚大ナルヲ考慮シ、之カ救済対策原案、…軍官関係当局協議ノ上決定セラルル外、民間ノ集団保障制度原案ヲ本要綱実施前ニ一応決定セラレタキコト。但シ上記保障制度実施内容ニ関シテハ、飽迄機密措置トシテ、特ニ中国民衆ニ対スル摩擦ヲ考慮シ慎重ナル施策ヲラシムル」との米糧統制委員会の日本側官当局への要望事項などを参照。1944年3月「華中米穀買配給改訂暫定要綱草案私見」前掲『食糧対策綴』其の5。

47) 1945年6月3日土田公使発東郷大東亜大臣宛、大至急電報「上海米穀対策」前掲『食糧対策綴』其の5所収。

48) 上記土田公使発「上海米穀対策」。

49) 『大陸新報』記事については、同紙1944年。国立国会図書館新聞資料室所蔵。

50) 『大陸新報』1942年5月12日参照。

51) 『大陸新報』1942年5月12日「食米配給の要領決まる」。その後も戦争経済が深まるにしたがって居留民の日常生活における決戦態勢の保持・深化が要請されており、『大陸新報』の記事においても、『大陸新報』1944年6月4日「社論：重点的配給制度へ」、同紙1944年8月3日「(矢野総領事に聴く)居留民総決起 血と汗の御奉公へ」、同紙1944年12月2日「社論：居留民決戦態勢の強化」、同紙1945年2月6日・26日「社論：在華邦人の心構へ」、同紙1945年2月9日「(支那方面艦隊報道部長・興亜報国会松島大佐講演)現地邦人の使命に徹せよ」、同1945年2月16日「(上海興亜報国会村井一郎参事)われら居留民かくあるべし」、同1945年2月14日「社論：在華邦人の重大任務」、同1945年2月16日「社論：邦人生活転換の条件」、同1945年5月11日「社論：決戦経済と邦人商社」、同1945年5月15日「(中島民団長に聴く)居留民はこの方面に進め」等々、居留邦人に対して精神動員的に消費生活を節約せしめるべく度々社論を展開したり、総領事館や民団、興亜報国会関係者などの語るところを掲載している。こうした幾度にも亘る居留民の決起を促す記事は、反面で、日本政府・総領事館当局の国民動員政策が、上海においてはなかなか浸透し得ない事態を示すものでもあった。「日本人社会」として集住していたとはいえ、「国際都市」上海(=工部局体制と国際資本間競争)のなかにあつて、日本国家の統合力から若干の距離を有していたものといえる。

52) 『上海日本人各路連合会の沿革と事跡』1940年および前掲拙稿「戦前期上海における日本人居留民社会と排外主義1916～1942 下」17-22頁参照)

53) 『大陸新報』1942年5月9日、同6月2日、および上海居留民団「上海居留民団35周年記念誌」1041-1080頁。

54) 前掲『上海居留民団35周年記念誌』1049-1056頁。

- 55) 『大陸新報』1942年5月12日「食米配給の要領決まる」。
 なお、中支那振興株式会社関係の国策会社、紡績、軍当局、その他の日系大企業などの大口需要者に関しては、中支那振興購買組合（加盟者の場合）あるいは中支米穀配給組合上海支部（その他の場合）から「邦人大口需要米通帳」によって配給がなされた。また、華人従業員用米については、小口華人従業員用米（使用華人10名未満の商店・家庭・工場・合宿所・共同炊事所その他飲食店）、大口華人従業員用米（使用華人10名以上の商店・会社・工場・団体等）それぞれに小口用、大口用の購入通帳によって雇主が購入し従業員に分配することになっていた。
- 56) 参考までに一般歳入中の「公債及び借入金」をみると、1943年度18億8,587円（歳入総額の13.5%）、1944年度53億9,508万円（同25.6%）、1945年度90億2,912万円（同38.4%）—日本銀行統計局『明治以降本邦主要経済統計』132-133頁となっている。
- 57) 保甲制度の形成と基本性格については、張濟順（小浜正子訳・解題）「近代に移植された伝統—日本軍政下上海の保甲制度—」『近きに在りて』第28号、1995年参照。また、笹川裕史「『七・七』前夜国民政府の江西省農村統治—保甲制度と『地方自治』推進工作」『史学研究』第187・188合併号、1990年。
- 58) 「上海経済展望（10月）」上海日本商工会議所『経済日報』第199号、37-38頁、1943年11月、「上海経済展望（1月）」同第202号、34-35頁、「上海経済展望（2月）」同第203号、26-27頁、および中支那経済年報刊行会『中支那経済年報』昭和19年度第1、2期、58-60頁。
- 59) 「労務等臨時調整規則」については、前掲『中支那経済年報』昭和19年度第1、2期、60-65頁。以下本規則に関しては同書参照。また、前掲『経済月報』第204号「上海経済展望（3月）」。
- 60) こうした日本人企業の労務上の困難は、日本人従業員だけでなく、華人労働者を問わず、①労働力確保に関して法的保護を受けていないこと、②企業者と労働者の関係が恒久性を持たず、賃銀の高に從って絶えず浮動しつつあること、③言語の不通と理解の欠如によって、些末な問題が争闘化する傾向を持つこと、それに加えるに④驚くべき高物価の趨勢に際会していることなどを指摘している（同紙1月26日「社論：労働確保の重要性」）。
- 61) 『大陸新報』1943年7月2日「中支興亜報国会発足」。同時に上海興亜報国会も創設されている。また、事務局を民団会館内に置き、必要に応じて民団事務局員が業務を兼務するなど民団と表裏一体となった興亜報国会の性格と設立目的については同1943年7月2日、3日、4日「中支興亜報国会性格と使命」上、中、下を、さらに興亜運動等への現地邦人の参加推進については『大陸新報』1943年12月27日、28日、29日「現地邦人の在り方を語る」上、中、下を参照。なお、上海の同会は、総力報国会や時局婦人会などの活動を一元的に統合するものとして形成された。ただし、付言すれば、官民一体的なこうした組織の活動は実際上低調であったことも指摘されている（同紙1945年6月21日「豊田総領事 官民必勝道を説く」）。
- 62) 日本国内における労働力政策については、西成田豊「労働力動員と労働改革」大石嘉一郎編『日本帝国主義史3』東京大学出版会、1997年、および西成田「近代日本労働史」有斐閣、2007年、237-310頁参照。
- 63) 労務統制だけでなく、さまざまな国民動員体制の構築において、以下のように、日本内地の動向に対する立ち遅れと居留民の覚悟を問う視覚から施策が呈示されている。「総じていへば、今回の如き法規の公布されたことは、在華邦人の生活が生産の面においても消費の面においても根本的な変革を要求されていることを意味する。在華邦人の間には刻々に深刻化する眼前の事態を以て単に一時的変態的なものと考へ、物心両面に亘ってこれに適応して行かんとする心構えを欠くものが少なくない。…現地邦人はよろしく徹底的な頭脳の切替を以てこの重大な秋に臨むべきであらう（『大陸新報』1944年1月20日「社論：現地邦人の頭脳の転換」）。
- 64) 日本占領期の上海中国人社会の動向については、前掲高橋・古厩編『上海史』第7章、石島紀之『中国民衆にとっての日中戦争』研文出版、2014年等参照。また上海地域とやや様相を異にするが四川省を中心として解明した笹川裕史・奥村哲『銃後の中国社会』岩波書店、2007年も参照。
- 65) 上海経済研究所『上海経済年鑑』昭和18年版、1942年12月、399-401頁。
- 66) これら当初の疎散政策に関しては、在上海日本大使館警務部『在滬華人疎散政策実施状況』1942年2月、1-37頁（外務省記録A.7.0.0.9-9-6-002）。なお、この期の上海華人疎散工作に関しては、拙稿「日本の上海租界占領と華人食米問題」和光大学総合文化研究所『東西南北』2007年、163-164頁も参照されたい。
- 67) 作成者不明「上海食米対策二関スル提案理由書」1942年12月16日前掲『食糧対策綴』其の4。
- 68) 『大陸新報』1943年12月20日「月曜特輯 中支労務事情の展望（1）」。この時期の上海工業労働者数を約25万人（江蘇省の工場労働者約45万人中の62%）とし、うち繊維業労働者約15万人（60%）、煙草・製粉関係約2.5万人、機械、化学関係各5%と推定している。その他に交通・荷役・車夫・埠頭苦力等の労働者が約15万人、一般商業従事者約20万人としている。なお、別の資料によれば、上海の工場労働者数は、日中戦争前約80万人、アジア太平洋戦争前約24万人、1942年6月10万9,445人、同12月4万5,135人とみており、戦争の拡大と上海占領の進行のなかで婦農などで急速に減少しているとしている（陸軍省「減少一途の工場労働者」1943年、アジア歴史資料センターC13031928500）。
- 69) 「上海経済展望（3月）」前掲『経済月報』204号、22-23頁。なお、華中の1944年度の米穀需要をみると、中国人用427千トンの必要に対し、同年の8月末現在で143千トンと47.4%を確保し得ているに過ぎない（「19年度、20年度中支食糧需給計画」前掲『食糧対策綴』昭和18、19、20年度）。
- 70) 1945年6月5日豊田総領事発、東郷大東亜大臣宛「市政府軍警及公務員用食米二関スル件」前掲『食糧対策綴』其の5。
 （2016年5月15日 受稿）
 （2016年5月18日 受理）